

令和5年度 事業報告(令和6年3月31日現在)

1.医療型障害児入所施設愛徳整肢園(入所定員17名)

◎入所部門

身体に障害がある18歳未満の児童を行政機関からの措置入所または保護者との契約により当園に受け入れ、整形外科、小児科、内科的治療及びリハビリテーションを行った。更に就学前の乳幼児には保育や生活支援を、学齢期の児童は、施設内に併設している和歌山県立紀北支援学校愛徳分教室で教育を受け、更に高等部教育は、県立紀北支援学校本校へ通学する等、将来社会人として独立、自活に必要な知識、技能習得及び人格の育成に努めた。又、県立医科大学及び、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、栄養士、看護師等の養成校の学生に、福祉施設体験学習の場を提供し、指導を行った。

◎在宅福祉部門

行政機関等からの委託を受け、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による地域巡回診察、療育相談、発達相談等を実施した。又、在宅で介護を行う保護者等の生活を支援するため、肢体不自由児、重度心身障害児(者)の短期入所の受け入れを行った。

2.医療型障害児入所施設/療養介護事業所めぐみの園(入所定員40名)

◎医療型障害児入所施設めぐみの園

18歳未満の重度の心身障害児を保護者との契約または行政機関からの措置により当園に受け入れ、小児科、整形外科、内科的治療及びリハビリテーションを行い、特に人工呼吸・気管切開・胃瘻等が必要な重症児については常に体調を観察し、呼吸管理等を行った。就学前の乳幼児には保育と生活支援を、学齢期の児童は、センター内に設置されている和歌山県立紀北支援学校愛徳分教室で教育を受け、更に高等部教育は、県立紀北支援学校本校へ通学するなど、それぞれの入所児の持つ能力と感受性を最大限に伸ばすための総合的な療育を行った。

又、県立医科大学及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、栄養士、看護師等の養成校の学生に、福祉施設体験学習の場を提供し指導を行った。

◎療養介護事業所めぐみの園

長期の入院による医療に加え、常時、介護が必要な重症心身障害者であって、障害支援区分5以上の方を、保護者又は成年後見人等との契約により、当園に受け入れ、小児科、整形外科、内科的治療及びリハビリテーションを行った。特に人工呼吸・気管切開・胃瘻等が必要な重症者については、常に体調を観察し、呼吸管理等を行った。又、日常生活上の相談支援、日中活動、社会参加等を行い、身体能力や日常生活機能の維持、向上を目的とし、必要な介護、訓練等を実施した。

3.外来部門

整形外科、小児科、内科、リハビリテーション科、児童精神科において地域の障害児(者)及び一般外来者の診療やリハビリテーションを行った。

4.和歌山県発達障害者支援センターポラリス

発達障害者本人や家族、支援者等からの相談に応じ、日常生活に関わる助言、情報提供、関係機関への紹介を行うとともに障害の理解、子育て、問題行動、福祉制度について等、様々な相談に応じた。遠隔地の相談者に対して、出張による巡回相談を市町村、保健師、相談支援専門員等と連携して行った。

保育・教育・生活の場での支援体制の充実を図り、職員の専門性と指導技術の向上を図ることを目的とし、専門的研修及び、訪問支援を計画的に提供した。

就労を目指す発達障害者には段階的に相談支援を行い、必要に応じて関係機関と連携して支援を実施し、発達障害特性のある子どもの保護者には特性理解や子育て不安の軽減を目的としたペアレントトレーニングを実施した。

発達障害児・者の支援を行う、関係機関相互の役割理解を進め、ネットワークの構築をより強固なものにするための効果的な事業展開を行った。

発達障害について多くの県民に知ってもらうため講演会を主催した。実態形態をYouTube配信にすることにより、より多くの人に視聴してもらえた。支援者向けには資質の向上を目指して職種別の研修を企画した。また、各種専門機関、公的機関、その他発達障害に関わる団体に対し研修会・実技研修に講師を派遣した。ホームページ上での情報提供や、書籍・パンフレット等を活用して、啓発に努めた。

5. 障害者支援施設ビンセント療護園(施設入所定員75名、通所定員25名)

利用者の高齢化・重度化が進む中、医療・訓練との連携を図り、利用者本位の支援やサービス提供に努めた。又、利用者の出来る事に着目し、その人らしい生活が送れるように支援した。サービス管理責任者は、サービス提供のプロセス全体を視野に入れ、利用者にとって適切で十分なサービス提供、支援ができていないか等について確認を行い、利用者満足、サービス向上に努めた。

◎在宅支援部門(短期入所、日中一時支援)

利用者が快適で安全な生活が出来る様、各専門職と連携し、生活環境の設備に努めた。清潔な生活空間を保つため、日々の清掃に積極的に取り組んだ。利用者が生活の質や身体機能の維持向上を図る事が出来る様、施設において食事・排泄・入浴等を行うと共に、介護を行う家族の身体的精神的負担の軽減を図った。

◎居宅介護部門(居宅介護、重度訪問、移動支援)

利用児者の生活の質や身体機能の維持向上のため、家庭において身体介護及び家事援助・移動介護を行うと共に、ご家族の身体的・精神的負担軽減に努めた。又、市町村の委託を受け、地域で生活する障害児者の社会参加のための外出支援を行った。

6. 福祉型児童発達支援センター/保育所等訪問支援カナの家(定員30名)

発達障害児などを対象に、より早期からの療育を目指した通園施設で、未就学児の療育支援を行った。また、地域支援の一環として、保育所等訪問支援事業を行い、保育園や学校を訪問して児童や訪問先スタッフへの支援を行った。

7. 児童発達支援事業所/放課後等デイサービス事業所あゆみの園(定員10名)

児童発達支援事業所では、未就園で運動面に遅れや障害がある児、医療的ケア児などを対象に、放課後等デイサービス事業所では、訪問教育を受けている児童を対象に、日常生活や集団への適応を促す療育を行った。

8. 和歌山市基幹相談支援センターシャローム

和歌山市の委託により、地域における障害者相談の中核的な役割を担う機関として、障害者等の相談に応じるとともに相談支援事業所等への助言や、各関係機関との連携、重層的支援体制整備事業への参加を行い、地域全体の相談機能の充実を図った。

和歌山市における自立支援協議会の企画・運営に関わり、医療・福祉・教育・行政等との連携により地域の医療・福祉向上に努める。成年後見制度の案内や、障害児者虐待として和歌山市が対応したケースの支援を行った。また、特定相談事業所、委託相談事業所から虐待案件の相談に対して助言を行った。

9. 相談支援事業所シャローム

2012年度から、障害福祉サービスを利用する方全員に「サービス等利用計画」の作成が義務付けられた。相談支援事業所シャロームでは、和歌山市の特定相談支援・一般相談支援・障害児相談支援事業所の指定を受け、地域にお住まいの障害児者、当園の入所者に対して、計画相談を行っている。

10. 多機能型事業所エンジェルハウス(定員生活介護10名・就労継続支援B型10名)

介護を必要とする障害があっても、一人ひとりの思いやニーズ、個性を大切にしながら、それぞれの能力に合った生産活動や創作活動をとおして社会参加をするとともに、個々の人生の充実を図るための支援に努めた。

11. 訪問介護・介護予防訪問介護「マリア苑訪問介護事業所」

要介護状態にある利用者の方々の心身の特徴を踏まえて、入浴、排せつ、食事等の身体介護及び、生活全般にわたる援助を行った。又、居宅において、要支援状態の維持や改善を図り、要介護状態となることを予防し、生活全般にわたる支援を行い、心身機能の維持回復や生活機能の維持、向上を行った。